

退院された方

療養(自宅・宿泊施設)期間が終了となった方やご家族へ



退院後、療養期間終了後にお困りのことがありましたら、次の窓口へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症のことでご相談される場合

事業名	内容	相談日時		電話番号等
新型コロナウイルス感染症の一般電話相談窓口	新型コロナウイルス感染症全般	8時30分～17時	平日のみ	0466-20-1515
ふじさわコロナこころの相談	新型コロナウイルス感染症の流行や自粛生活の影響で気分が落ち込んだり、不安感やストレスを抱えているとき	8時30分～21時	平日のみ	(電話) 0466-20-5233 (FAX) 0466-28-2121 (メール) fj-hokenyobo@city.fujisawa.lg.jp

子どものための相談(子どもが対象)

事業名	内容	相談日時		電話番号等
24時間子どもSOSダイヤル	おおむね3歳から18歳までが対象。	24時間	平日・ 土日・祝日	(フリーダイヤル) 0120-07-8310 (電話) 0466-81-8111
チャイルドライン	いじめやその他、不安や悩みに関する相談。		16時～21時	平日・ 土日・祝日

子どもに関する相談(子どもだけでなく保護者も対象)

事業名	内容	相談日時		電話番号等
子ども・子育て・青少年の相談	19歳以下の子どもや保護者が対象。子育ての不安・悩み・育児ストレスなどの相談。	8時30分～17時	平日のみ	【市子ども家庭課】 (電話) 0466-50-3569 (FAX) 0466-50-8428
藤沢市いじめ相談ホットライン	小・中・特別支援学校の児童生徒及び保護者が対象。いじめに関する相談。	9時～17時	平日のみ	(電話) 0466-25-2500

ご近所トラブルなど民事上の相談

事業名	内容	相談日時		電話番号等
市民相談(一般相談)	日常の暮らしのなかでの相談事	8時30分～11時30分 13時～16時30分	平日のみ	(電話) 0466-50-3568

裏面に続きます。

労働相談

事業名	内容	相談日時		電話番号等
社会保険労務士による労働相談	傷病手当金や労災保険などの社会保険・各種給付金に関する労働相談 (電話で要予約。相談は対面。曜日により実施場所が異なる)	13時から16時までの1人1回につき45分以内 ①13時～ ②13時45分～ ③14時30分～ ④15時15分～	火曜日	【市市民相談情報課】 (電話) 0466-50-3568 (FAX) 0466-50-8409
			土曜日	【市産業労働課】 (電話) 0466-50-8222 (FAX) 0466-50-8419
コロナ労働相談110番 (神奈川県かながわ労働センター)	休業に関すること、解雇・雇止めに関するなどの相談	【平日】8時30分～17時15分※ 【日曜日】9時～17時※ (※…12時～13時を除く) ◆火曜日のみ夜間 (17時15分～19時30分)も受付。	平日・日曜日	(電話) 045-662-8110
総合労働相談コーナー (藤沢労働基準監督署)	賃金、解雇、配置転換、パワハラ、いじめなど職場で発生したトラブルや、トラブルの未然防止に向けた情報提供などの相談受付	8時30分～17時15分	平日	(電話) 0466-23-7223

市税についての相談

事業名	内容	相談日時		電話番号等
市税相談	納税の猶予	8時30分～17時	平日・毎月第3土曜日	【市納税課】 (電話) 0466-50-3509 (FAX) 0466-50-8445
	法人市民税・市たばこ税・入湯税・事業所税の申告期限の延長	8時30分～17時	平日のみ	【市税制課】 (電話) 0466-50-3570 (FAX) 0466-50-8405

生活上の困りごとについて

事業名	内容	相談日時		電話番号等
地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」	住居や就労、その他経済的な課題に関する相談	8時30分～17時	平日のみ	【市地域包括ケアシステム推進室内】 (電話) 0466-50-3533 (FAX) 0466-50-8415

その他、新型コロナウイルス感染症に係る支援などについては、市ホームページをご覧ください。

【作成：地域保健課新型コロナウイルス感染症対策担当(電話0466-50-3592)】